



## 「アイ・エー 経営者通信」 送付のご案内

初秋の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

### コスパ：タイヤ

先日、浜松から東京都心に行く用事が2度ありました。家族二人、最初は電車で次は車で行きました。今さらながら二通りの比較をしてみました。

【費用】車：250km÷燃費15/L × @175/L ×往復 + 駐車場等 3000≒9000円

電車：7910×2名×往復 = 31,640円 …2万円以上の差をどう見るか？

【時間】片道、電車で約二時間、車で約三時間、駅までの行程や乗継、途中休憩の有無を考慮すると、両方とも二時間半前後。…数十分の差をどう見るか？

### リスクヘッジ

到着時刻の余裕度、渋滞や遅れ、疲労、行程の自由度などをふまえ総合的に判断するわけですが、一人なら電車、二人だと悩み、三人以上だと車という感じでしょうか？車での移動には渋滞がつきもので、特に事故渋滞は予測不可能かつ、よくあることなので重要な案件の場合は電車を選ぶことが多いでしょう。ただ最近は、天候という要素も大きく、鉄道は計画運休、道路も通行止めにするなど、以前より早く対応してくるようになりました。事前のリスク評価がより大切になってきたといえるでしょう。

### 雨雲レーダー

1時間後に降り始める、という予測が立ちやすくなりました。天気予報そのものも、ひと昔前に比べると大幅な精度の向上が見られ「当たり外れ」という感覚ではないように感じます。台風の進路予測も同様です（言われていたより強くなかったというようなことはありますが）。カップを買うのか？雨宿りするのか？

### 対策

本稿執筆中、まさに台風10号の接近に伴う大雨が降っています。一度に降る量がすさまじく、一時的に道路が冠水し川のようになることも珍しくなくなりました。昨日今日はすさまじい雷鳴や携帯の警報で寝不足の方もおられるのではないのでしょうか。大雨、台風対策していますか？先日の南海トラフ臨時情報で一定の備えをされた方も多いかと思います。水や食料、電池やガスコンロ用ボンベなどに加え、PC周りにはサージ対策の電源タップへの交換もご確認ください。火災保険の水災補償の見直しなどもリスクヘッジの一つです。10月には改定も予定されています。大幅に保険料が変わる場合もありますのでご相談ください。では今月もよろしくお願ひ申し上げます。

## ～トピックス～

新東名、120km/hで走れることもですが、何といっても走りやすいです。多少遠回りでも新東名を走りたいと思います。ただ御殿場の東は結局1本になってしまい非常時にはいろいろ困難になってしまいます。

リニア、本当に必要なのか？と特に静岡県民から見ると思いますが、新幹線に対して迂回措置の機能としては必要なだろうと思います。ただ、コスパはどうなのか？その運用コストのみならず、環境コストなどのことも含めてどうなのか？と思いますが、建設は進んでいるようです。

新東名もあと2年ぐらいで全線開通できる目処が立ってきたそうです。外環道から山側や海側へのルートも出来つつあります。関西方面にもRIBPの全通を含め、第二案の余地が増えて便利になってきました。

リスクヘッジとコスパとタイヤ。選択の余地があるからこそ。いつも通り普通に使っている電力ですが、止まって思い知る安定したインフラへの謝意を持ちつつ、7月の電気料金にも驚愕しつつ。

交通手段以外にも、普段からうまくいかなかったときに備えてプランBを持っていたいものです。2度の東京訪問、東京ドームでビールを飲むために新幹線で行ったのはここだけの話。(浅井)



彼岸花

9月

(長月) SEPTEMBER

16日・敬老の日  
22日・秋分の日  
23日・振替休日

日	・	8	22
月	・	9	23
火	・	10	24
水	・	11	25
木	・	12	26
金	・	13	27
土	・	14	28
日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	・
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・

## 9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税 / 7月決算法人の確定申告(法

人税・消費税等) 9月30日

国 税 / 1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税 / 10月、1月、4月決算法人

の消費税等の中間申告(年  
3回の場合) 9月30日



### ワンポイント 代表取締役等住所非表示措置

登記事項証明書等における会社の代表取締役等の住所表示を、市区町村までとすることができる措置。プライバシー保護のため令和6年10月から開始します。設立登記の際などに手続きが行えますが、登記情報で代表者の住所を証明できず、金融機関の融資等で不都合が生じる可能性があり、慎重な検討が必要です。

# 金融商品の

## 時価会計

時価会計とは、株式などの金融商品を決算時の市場価格で評価し反映させる会計手法です。

今回は、従来の「簿価会計」と「時価会計」の違いは何か、時価会計を導入するメリット・デメリットや具体的な算定方法について詳しくみていきます。

### 「時価会計」とは？

時価会計とは、取得原価主義で計上した資産のうち金融商品の一部を「時価」により再評価する会計手法です。

○金融商品とは  
金融商品の要件としては、時

価や評価額は市場での公正な評価額である必要があります。時価や評価額が変動し、その時期に応じて売却できる商品として代表的なものは上場株式です。すべての資産を時価に直す必要はなく、売買目的有価証券などは決算時に時価評価を行っている。長期的に考えて売買する可能性があるものも含まれます。一方、満期保有の目的債権などは売買を目的としないため、原則として時価評価をしません。また、子会社、関連会社の株式も同様に、時価評価しないことが一般的です。

### ○金融商品が持つ「含み損益」

時価が変動するということは金融商品の評価額も常に変動するということです。つまり、取得価額と時価評価額との間に必ず差額が生じるようになります。金融資産である「上場株式」は株式市場で株価が日々変化しており、購入価額より株価が上昇したり下落したりします。取得原価より株価が上昇すれば儲けが出る状態でこの儲けが「含み益」、逆に株価が下落すれば損

をしている状態で「含み損」を抱えることとなります。

この含み損益を財務諸表に反映させることが「時価会計」であり、毎期ごとに評価・検討し、評価損益という形で財務諸表に反映されます。

### 簿価会計と時価会計の違い

#### ○簿価会計

簿価とは、金融資産を取得した時の原価のことで資産、負債、資本の評価額は都度、帳簿に記帳されます。時価会計が導入される前は簿価会計が一般的でした。取得時に支出した金額で資産計上し決算期において評価替えを行わない「取得原価主義」を基礎としていました。取得原

価主義を採用する理由は、未実現の利益まで評価益として計上してしまうと、可処分所得として株主配当で資金が社外流出してしまう可能性があり、必要以上に企業の資金繰りを圧迫することになりかねず、それを防ぐことが目的です。資産評価を一義的にすることで経営者の恣意的な資産評価を封じ、いざという時の資金源として債権者保護

にもなります。

#### ○時価会計

時価会計が採用する「時価評価主義」は、金融商品が持つ決算時点における「含み損益」まで財務諸表に反映させることを目的としています。取得時は、簿価会計と同様、支出した金額で資産計上を行います。決算時点で帳簿価額の評価替えを行い、取得時の簿価と決算時の時価との差額を「評価益」または「評価損」として損益計算書に計上します。つまり、未確定の損益を見越し計上することになり、毎期ごとに数値が大きく異なることとなります。

### 時価会計のメリット

変動する資産価値を把握できる  
時価会計は、資産の現在価値を正しく把握できるのが大きなメリットです。金融商品は市場の影響を受けやすく、仮に含み損が会計に反映されなかった場合、財務力が弱まっていることに気づけないリスクが生じます。不動産や億単位の金融商品は含み損によって大きな債務超過に陥るケースもあり、時価評価で

正確に価値を把握しておくことが大切です。また、株式を購入する投資家にとっては早い段階で企業の損益予想を行うことができ、結果、タイムリーな投資を行いやすくなります。

### 時価会計のデメリット

#### 財務評価にブレが起きやすい

時価は、その資産を仮に売却したり購入したりする場合の想定価値であり、あくまで評価額でしかありません。上場株式などは時価がわかりやすいですが、不動産などは時価が変動しやすく、その都度、不動産鑑定士に依頼して正確な評価が求められます。また、決算のタイミングでたまたま相場の状況が良かったときは企業の財務状況が良好になりますが、価値が暴落している時は企業財務に大きな悪影響が及びます。このように時価会計を導入すると、企業の業績と関係なく財務評価にブレが起きてしまいます。

#### 時価の算定に関する

##### 会計基準とは？

海外では、国際会計基準審議

会（IASB）などが定めた時価会計と、それに伴う会計指針を導入するのが主流となっています。日本国内では2019年に企業会計基準委員会（ASBJ）が指針を公表したことを機に、資産価値が変動する金融商品や、資産価値が変動する金融商品などを所有し時価会計で処理する企業がどんどん増加しています。同委員会が企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等を公表しました。企業が時価会計導入にあたって指針となる「時価」の定義や対象となる金融商品、評価単位、時価の取り方などが詳細に定められています。

#### 時価会計の算定方法

時価会計では、時価の評価にあたって十分なデータを取り入れる必要があります。時価の算定は、評価技法とインプットと呼ばれる2つの要素で構成されています。

##### ○ 評価技法

##### ① マーケット・アプローチ：

同一または類似の資産または

負債に関する市場取引による価格等を用いる技法

② インカム・アプローチ：利益やキャッシュフロー等の将来得られる現在の市場の期待を割引現在価値で示す技法

③ コスト・アプローチ：資産を再調達する場合に現在必要なコストに基づく技法

##### ○ インプット

インプットとは時価を算定する際に用いる仮定のこと。入手できる観察可能な市場データに基づく「観察可能なインプット」と、観察可能な市場はないが入手できる最良の情報に基づく「観察できないインプット」により構成されています。【表参照】時価の算定の際にはレベル1を最優先し、時価が最も把握できる結果を選ぶことが大切です。

時価評価は企業評価やM&Aの場面に適した評価方法です。日々の市場動向に合わせて変動する株式の価値を適正に判断する時価会計を導入することで、企業評価はスムーズになります。時価会計の流れはグローバルスタンダードとして確定的になっ

たといえますが、企業にとって時価会計と簿価会計を状況に応じて使い分ける柔軟な対応が求められるでしょう。

レベル	内容	観察可能性	例
レベル1	時価算定日において企業が入手できる活発な市場における同一の資産または負債に関する相場価格であり調整されていないもの	○	東京証券取引所で取引される普通株式
レベル2	資産または負債の直接的または間接的に観察可能なインプットのうちレベル1以外のもの	○	保有する建物
レベル3	資産または負債のうち観察できないものの関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる	×	金利スワップ

# 令和6年度税制改正

## 交際費等

～交際費等から除かれる飲食費の金額基準が大幅に引上げ～

交際費等のうち飲食費について、令和6年度税制改正で取り扱いが変わりましたので、改正された内容について取り上げます。

なお今回の改正で、交際費等の損金不算入制度については、令和9年3月31日まで適用期限が延長されました。

### 交際費等とは

法人が、得意先や仕入先など事業に関係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答などをするために支出する費用を、交際費等といいます。接待費や機密費などの名目であっても、交際費等に含まれます。

一方、【表1】に示すように、専ら従業員の慰安のために行われる旅行などの費用や、カレンダーなどの物品を贈与するための費用、会議の際に飲食物を供与するための費用は、通常要するものである限り、交際費等から除かれます。また、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から、一人当たり5千円以下の飲食費についても、交際費等から除かれることになりました。

### 飲食費の特例

一人当たり5千円以下の飲食費が交際費等から除かれる規定を適用するためには、

- ・ 飲食等のあつた年月日
  - ・ 飲食等に参加した得意先などの氏名や自社との関係
  - ・ 参加者数
  - ・ 飲食等の金額や飲食店名、住所など
  - ・ その他飲食費であることを明らかにする必要事項
- が記載された書類を保存する必要があります。なお、この飲食費からは、自社の役員や従業員などの接待等のために支出するものは除かれます(以下同)。
- 基本的には、参加者全員の氏



名を記載する必要がありますが、参加者の一部が不明の場合や参加者が多数の場合には、「○○○会社・□□部・△△◇◇(氏名)部長 他10名」などの記載であっても差し支えありません。

この規定は、一人当たりの金額が5千円以下の費用それ自体が対象となりますので、一人当たり5千円を超える飲食費について、その飲食費のうち5千円を超える部分だけを交際費等にし、5千円以下の部分を交際費等から除外する経理処理は、認められません。

### 令和6年度税制改正

令和6年度税制改正で、交際費等から除かれる飲食費の金額基準が、一人当たり5千円以下から一人当たり1万円以下に引き上げられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

### 交際費等の損金不算入額

資本金又は出資金(以下「資本金」)が1億円以下の法人について、交際費等の損金不算入

額は、次のいずれかの金額とすることができず。

① 支出交際費等一年間800万円

② 支出交際費等一接待飲食費の50%

ここで支出交際費等とは、その事業年度において支出する交際費等の額をいいます。また接待飲食費は、一人当たり5千円（令和6年4月1日以後は1万円）を超える飲食費で、法人がその事業年度に支出した金額の合計額のことです。

なお、資本金が5億円以上の法人の100%子法人や、資本金が1億円超100億円以下の法人は、前記②「支出交際費等一接待飲食費の50%」の金額が損金不算入額になります。資本金が100億円を超える法人は、支出交際費等の全額が損金不算入額になります。【表2】参照

また、交際費等の金額の判定は、法人が適用している経理方法によって異なり、税抜経理方式の場合は税抜金額で、税込経理方式の場合は税込金額で算定した金額により行います。

表1 交際費等から除かれる費用

内容	備考 <sup>※1</sup>
専ら従業員の慰安のために行われる旅行等のために通常要する費用 (取引先に対する接待、供応、慰安などのための旅行は、交際費等に該当)	福利厚生費
飲食などのために要する費用 <sup>※2</sup> で、支出金額が1人当たり5,000円以下のもの (得意先との旅行・観劇等の途中で言う飲食代は、飲食のみの接待ではないため旅行費用等に含まれて、その全額が交際費等に該当)	書類保存要件あり
カレンダーや手帳などの物品を贈与するために通常要する費用	広告宣伝費
会議に関連して、茶菓や弁当などの飲食物を供与するために通常要する費用	会議費
出版物や放送番組を編集するために行われる座談会など、記事の収集や放送のための取材に通常要する費用	取材費

令和6年度税制改正で基準額が1人当たり1万円以下に引き上げられた

※1 備考欄の勘定科目は、一般的に使用されるものを表記してあり、この科目の使用が強制されるものではありません。

※2 専らその法人の役員・従業員・これらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。

表2 交際費等の損金不算入額の計算方法

法人の区分	損金不算入額
中小法人 <sup>(注)</sup> (資本金1億円以下の法人)	次のいずれかの金額を選択することができる ① 支出交際費等一年800万円 ② 支出交際費等一接待飲食費の50%
中小法人以外のうち 資本金100億円以下の法人	支出交際費等一接待飲食費の50%
中小法人以外のうち 資本金100億円超の法人	支出交際費等

(注) 資本金5億円以上の法人の100%子法人等は、①は適用できません。

# 男女均等な 採用選考ルール



男女雇用機会均等法は、労働者が、性別にかかわらず、雇用の分野において均等な機会を得て、その意欲と能力に応じた均等な待遇を受けられるようにすること、企業の制度や方針において、労働者が性別を理由として差別を受けることをなくしていくことを趣旨として定められています。

今回は、募集・採用選考時の措置として留意しておきたい点を解説します。

## 一 性別を理由とする差別禁止

募集・採用に關し、性別を理

由とする差別が禁止される例を掲げます。

(1) 募集・採用の対象から男女のいずれかを排除すること

例えば、一定の職種や雇用形態（正社員、パート等）について、募集又は採用の対象を男女のいずれかのみとすることや、募集又は採用に当たって、男女のいずれかを表す職種の名称を用い（対象を男女のいずれかのみとしないことが明らかである場合を除く）、又は「男性歓迎」、「女性向きの職種」等の表示を行うことが禁止されています。

(2) 募集・採用の条件を男女で異なるものとする

これは、募集又は採用に当たって、女性についてのみ、未婚者であること、子を有していないこと、自宅から通勤すること等を条件とし、又はこれらの条件を満たす者を優先することなどを募集・採用選考の基準とすることが該当します。

(3) 採用選考において、能力・資質の有無等を判断する方法や基準について男女で異なる取扱いをすること  
募集又は採用に当たって実施

する筆記試験や面接試験の合格基準を、男女で異なるものとするなどが該当します。

その他にも、男女で異なる採用試験を実施する、男女のいずれか一方のみ採用試験を実施すること、採用面接に際して、結婚の予定の有無、子供が生まれた場合の継続就労の希望の有無等一定の事項について、女性に對してのみ質問することなども禁止されています。

(4) 募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること

例えば、採用選考に当たって、採用の基準を満たす者の中から男女のいずれかを優先して採用することが該当します。また、男女別の採用予定人数を設定し、これを明示して、募集すること、又は、設定した人数に従って採用することなども、これに該当します。

(5) 求人内容の説明等募集・採用に關する情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること  
会社の概要等に関する資料を送付する対象を男女のいずれかのみとし、又は資料の内容、送

付時期等を男女で異なるものとするなどが禁止されています。

## 二 間接差別の禁止

間接差別は、性別以外の事由を要件とする措置であって、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものを、合理的な理由なく行うものが該当します。

(1) 労働者の身長、体重又は体力を要件とすること

募集又は採用に当たって、身長・体重・体力要件を満たしている者のみを対象とすることは、合理的な理由がない場合には間接差別として禁じられます。

また、複数ある採用の基準の中に、身長・体重・体力要件が含まれていることや、身長・体重・体力要件を満たしている者については、採用選考において平均的な評価がなされている場合に採用するが、身長・体重・体力要件を満たしていない者については、特に優秀という評価がなされている場合にのみその対象とすることなども、合理的な理由がない場合には禁止事項に該当します。

【具体例】

○ 荷物を運搬する業務を内容とする職務について、当該業務を行うために必要な筋力より強い筋力があることを要件とする場合。

○ 単なる受付、出入者のチェックのみを行う等防犯を本来の目的としていない警備員の職務について、身長又は体重が一定以上であることを要件とする場合。

(2) 転居を伴う転勤に応じることができていることを要件とすること

合理的な理由がないにもかかわらず、募集・採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができ者のみを対象とすることが又は複数ある採用基準の中に、転勤要件が含まれていることは、間接差別として禁じられています。

その他、職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができ者のみを対象とすること又は複数ある職種の変更の基準の中に、転勤要件が含まれていることも、合理的な理由がなければ、間接差別に該当しま

す。

【具体例】

○ 広域にわたり展開する支店・支社等がなく、かつ、支店・支社等を広域にわたり展開する計画等もない場合。

○ 広域にわたり展開する支店・支社等はあるが、長期間にわたり、家庭の事情その他の特別な事情により本人が転勤を希望した場合を除き、転居を伴う転勤の実態や必要性がほとんどない場合。

三 違反とならない場合

(1) 業務の遂行上、一方の性別

なければならぬ職務等性別によって異なる取扱いをすることがあっても、法違反とはならないケースがあります。具体的な例は、下の【表】をご参照ください。なお、法違反とならないかどうかは、個別具体的に判断されますのでご注意ください。

(2) ポジティブ・アクションのための特例措置

男女の均等な機会・待遇の確保の支障となっている事情を改善するために、事業主が、女性

のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う措置(ポジティブ・アクション)は、法違反とはなりません。例えば、一の雇用管理区分において、男性労働者と比較して、

女性労働者が相当程度少ない状況にあることをいい、具体的には、女性労働者の割合が4割を下回っていると判断されます。

表 性別による異なる取扱いが法違反とはならないものの例

- (1) 次に掲げる職務に従事する労働者に係る場合。
  - 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男女のいずれかのみに従事させることが必要である職務
  - 守衛、警備員等のうち防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職務
  - 宗教上、風紀上、スポーツにおける競技の性質上、その他の業務の性質上、男女のいずれかのみに従事させることについて前記2つと同程度の必要性があると認められる職務(業務の正常な遂行上、一方の性別でなければならぬ職務に限られます。単に、一方の性別に適していると考えられているだけでは該当しません。)
- (2) 労働基準法により女性の就業が制限される業務(坑内業務、危険有害業務)や、保健師助産師看護師法により男性を就業させることができない業務など、法令において男性又は女性のいずれかの就業制限が行われているもの。
- (3) 風俗、風習等の相違により男女のいずれかが能力を発揮し難い海外での勤務が必要な場合、その他特別の事情により労働者の性別にかかわらず均等な機会を与え、又は均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合。

## 財産開示手続き

「貸したお金が返ってこない」、「損害を受けたのに賠償してくれない」というケースがあります。この場合、支払督促や訴訟となりますが、仮に訴訟で勝訴しても相手が任意で支払をしない場合、強制執行となります。強制執行では、相手の財産を特定する必要があります。不動産ならその不動産の特定、預金や株式なら当該預金や株式のある金融機関名とその支店名の特定が必要。給与を差し押さえるなら勤務先情報が必要となります。

相手名義の不動産の有無は法務局へ、口座情報は金融機関へ、勤務先情報は市町村や日本年金機構などに対して、財産調査を照会先ごとに手続きせねばならず、コストと時間がかかります。それでも相手の財産が見つからなかった場合、訴訟や財産調査の費用が無駄になってしまいます。

この問題解決のため、債務者が持つ財産

を開示させる「財産開示手続き」という制度があります。財産開示手続きは、債権者の申立により債務者が財産開示期日に裁判所に出頭し、債務者の財産状況を陳述する手続きです。財産開示手続きは2020年に法改正され利用しやすくなっています。かつては、債務者が出頭しないまたは虚偽の陳述をしたとしても30万円以下の過料のみ科され、差し押さえられるより不出頭の方が債務者の支払額が少なく、前科にもならないため実効性が低く、利用が少ない状況でした。

しかし2020年の改正で、財産開示手続きの罰則が「6か月以下の懲役または50万円以下の罰金」と厳罰化され実効性が高まりました。また、「第三者からの情報取得手続」が新設され、裁判所が金融機関や関係行政機関等に問い合わせることで債務者の預貯金、不動産、給与債権などに関する情報の開示を求めることができるようになりました。財産開示手続きは債権回収の切り札として有効です。

## 大笑いをしよう！

昨年の阪神タイガースの38年振りの日本一は記憶に新しいですが、あるうつを患った人が熱狂的なファンと一緒に阪神タイガースを応援するうちにうつが治ったといっています。カラオケで大熱唱、韓流スターの推し活など何かに熱中する間に日常を忘れることは、脳をリセットするという点で大切です。

山形県の40歳以上の男女1万7,152人を5年以上経過観察した調査によると「月に1回未満しか声を出して笑わない人」は「週に1回以上声を出して笑っている人」と比べ5年後に亡くなる確率が2倍近くにアップしたそうです。反対に、泣くことも負の感情を発散させる効果があります。シクシクではなく大泣きすることが有効です。映画を観るなら映画館に、食事もテイクアウトではなくたまには高級レストランに行ってみるなど、非日常を味わうことも大切です。楽しむことこそが健康を招いてくれます。

## デジタルタトゥー

デジタルタトゥーとは、インターネット上で公開された書き込みや個人情報、一度拡散してしまつたと完全に削除するのが不可能であることを「入れ墨(タトゥー)」を完全に消すことが不可能であることに例えた比喻表現です。誰もが遭遇する可能性のある、IT化社会に潜む危険なトラブルです。

企業において被害者にも加害者にもなり得るデジタルタトゥー被害は、ファイル共有ソフトも主な原因の一つです。ウイルス感染し会社の業務資料や仕事・プライベート関連の連絡の他、各種サイトのパスワードまでが流出してしまつと甚大な被害になります。

今一度、パスワードの強化、二段階認証の利用、個人情報の適切な管理、セキュリティソフトの導入を実践して、大切な情報を守りましょう。